

商品概要説明書

ジャックス保証教育ローン

(令和元年 11 月 1 日現在)

商品名	教育ローン
ご利用いただける方	○お借入申込時の年齢が満 20 歳以上 65 歳以下であり、最終償還時のご完済時の年齢が 70 歳以下の方。 ○安定・継続した収入が見込める方。 ○当 J A 指定の保証機関（㈱ジャックス）の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
対象学校	幼稚園、小・中・高校、高専、予備校、専門学校、短大、大学、大学院
資金使途	○入学、在学中に必要な教育資金。 入学金、授業料、家賃、その他生活費（仕送り資金含みます。）等 ○支払済みの教育資金。 本ローン申込受付前 3 か月以内にお支払済のものが対象となります。 ○教育ローンのお借換資金（他金融機関からのお借換を含みます。）。 ○その他当 J A で認めた教育資金。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以下とし、1 万円単位とします。 ○お借換資金の場合は、現在お借入れ中のローンの残存一括償還金額を上限とします。
借入期間	○6 か月以上 16 年 10 か月以内（1 か月単位）とします。なお、この期間には（元金返済）据置期間を含みます。 ○お借換資金の場合は、現在お借入れ中のローンの残存期間を上限とします。 ○据置期間は次の期間の合計期間を上限とします。 ①入学前の 7 か月以内 ②卒業予定月までの在学期間以内 ③卒業後の 3 か月以内
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（当 J A の定める短期プライムレート）により年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細は、当 J A 融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え 6 か月ごとの特定月に増額して返済する方式）のいずれかをご選択いただけます。

	ただし、特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内となります。								
担保	○不要です。								
保証人	○当 J A が指定する保証機関（㈱ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ※保証機関の審査によっては、保証人が必要となる場合があります。								
保証料	○約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。なお、保証料率は年 1.0%とします。 (据置期間中も利息とともに保証料をお支払いいただきます。)								
団体信用生命共済	○ご希望により当 J A 所定の 3 種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。 なお、共済掛金は当 J A が負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th><th>加算利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>J A 所定利率</td></tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>J A 所定利率</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>J A 所定利率</td></tr> </tbody> </table> ※詳しくは当 J A の融資窓口までお問い合わせください。	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	J A 所定利率	長期継続入院特約付団体信用生命共済	J A 所定利率	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	J A 所定利率
団体信用生命共済名	加算利率								
団体信用生命共済（特約なし）	J A 所定利率								
長期継続入院特約付団体信用生命共済	J A 所定利率								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	J A 所定利率								
9 大疾病補償保険	○ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0.3%								
手数料	○お借入に際しては、J A 所定の手数料が必要となります。 また、ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合やご返済条件を変更される場合などにつきましても、J A 所定の手数料が必要となります。								
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または当 J A 担当部署^(注)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 （注）担当部署…当 J A の窓口にお尋ねください。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。当 J A 担当部署^(注)または J A バンク相談所にお申し出ください。 （注）担当部署…当 J A の窓口にお尋ねください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031）								

	第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

長野県 J A バンク

本商品にかかる当組合の担当部署

JA 松本市 金融共済部 融資課（電話：0263-87-7481）